

労働基準監督機関と地方運輸機関との相互通報制度

通報制度概要

労働基準監督機関と地方運輸機関が監督等の結果を相互に通報し、これに基づき、それぞれが調査等の上、所要の措置を講じ、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図る。

通報事案（下線部を追加）

1 労働基準監督機関から地方運輸機関への通報

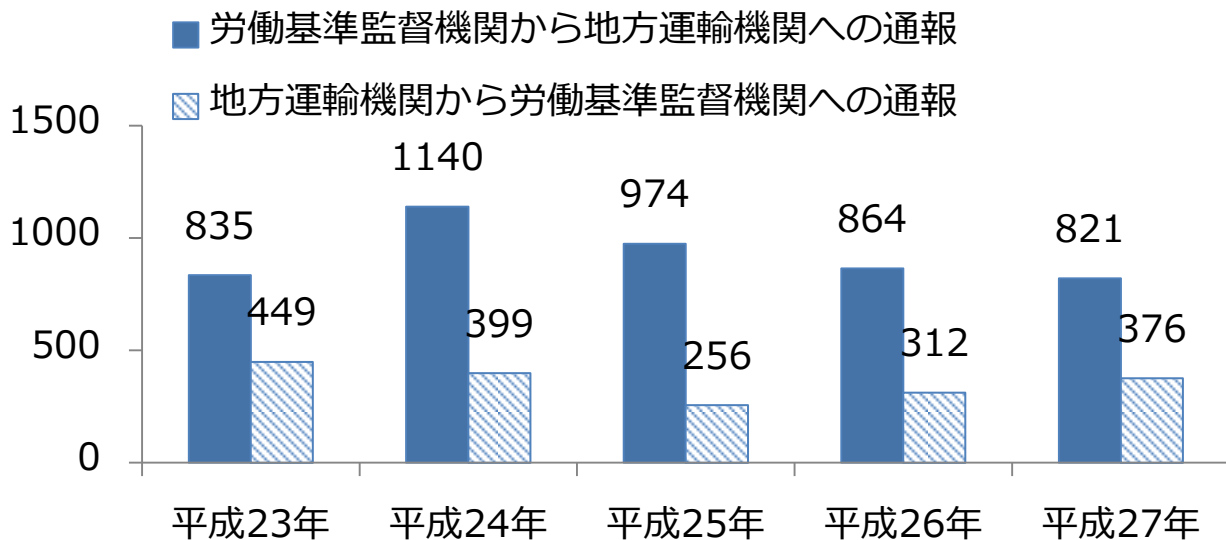
臨検の結果、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規程に重大な違反の疑いがあると認められた事案

- (1) 改善基準告示（※）違反
- (2) 最低賃金法違反
- (3) 労働安全衛生法（健康診断）違反 等

2 地方運輸機関から労働基準監督機関への通報

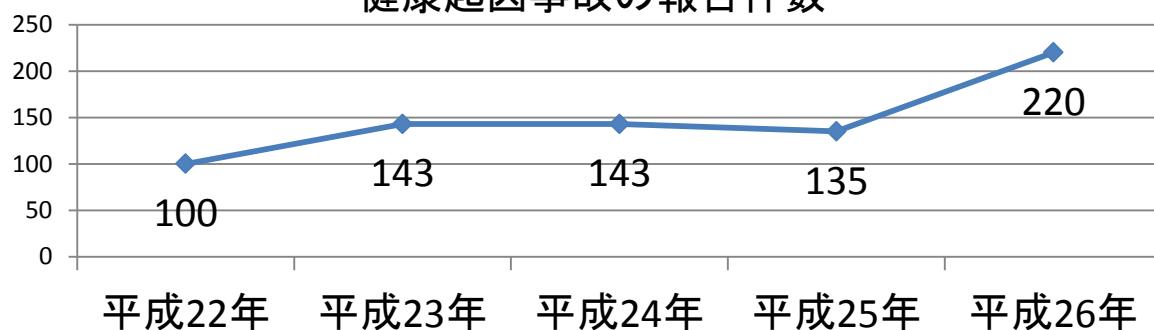
監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法（健康診断）、改善基準告示について重大な違反の疑いがあると認められた事案

【相互通報制度の実施状況】



(参考)

健康起因事故の報告件数



国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報」より